

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	和徳投資有限公司
【住所又は本店所在地】	中華人民共和国、香港特別行政区カウルーン、クントンロード3 48、マニユライフプレイス 5階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2024年11月15日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社イントランス
証券コード	3237
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	和徳投資有限公司
住所又は本店所在地	中華人民共和国、香港特別行政区カウルーン、クントンロード348、マ ニユライフプレイス5階
事務上の連絡先及び担当者名	OMM法律事務所 弁護士 中田吉昭
電話番号	03-3220-0330

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書NO.1
訂正される報告書の報告義務発生日	2024年11月1日
訂正箇所	根拠条文

（訂正前）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第3項

（訂正後）

【表紙】

【根拠条文】

法第27条の25第1項